無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出の無い場合には、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年十一月二十四日

一　墳墓等の所在地　西宮市仁川百合野町四番地

一　墳墓等の名称　上ヶ原墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　西宮市上ヶ原二番町

二一一〇　上ヶ原墓地管理委員会　田中　徳治

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の三において準用する同法第十八条の二第一項及び許可割賦販売業者の営業保証金等に関する規則第十九条第五項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社くいあん

代表者の氏名　山田　雅孝

本店の所在地　神奈川県平塚市桜ヶ丘一番三五号

二、廃止した営業所等の名称及び所在地並びにその廃止年月日

茅ヶ崎支部　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目一番四三号　平成十八年三月七日廃止

藤沢支部　神奈川県藤沢市藤沢一〇九番地　平成十八年三月七日廃止

小田原営業所　神奈川県小田原市荻窪三七一番地三　平成十八年三月七日廃止

三、営業保証金の総額　金二十万円

取戻し営業保証金の総額　金十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を関東経済局長に提出すること。

五、出すること。

証金が取戻されるまで。

平成二十一年十一月二十四日

神奈川県平塚市桜ヶ丘一番三五号

代表取締役　山田　雅孝　株式会社くいあん

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 21 年 11 月 24 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①エグゼキューブ株式会社　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5971号　④エグゼキューブ株式会社　東京都港区芝四丁目13番８号　代表取締役　梅谷勝　⑤本店　営業所　東京都港区芝四丁目13番８号ケイヒフビル９Ｆ　⑥平成19年11月８日　⑧平成21年10月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝四丁目13番８号　エグゼキューブ株式会社　代表取締役　梅谷勝

Ｃ　①株式会社大黒屋　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6041号　④株式会社大黒屋　福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目24番21号　代表取締役　松藤俊司　⑤旅行課　東京都中央区八重洲１丁目７番20号　八重洲口会館７階　⑥平成11年９月27日　⑨平成21年10月13日　⑩1600万円　⑪東京都知事　⑫福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目24番21号　株式会社大黒屋　代表取締役　松藤俊司

Ｂ　①株式会社サウンド・ツーリスト　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―344号　④株式会社サウンド・ツーリスト　静岡市駿河区みずほ１丁目35―２　代表取締役　堀内明史　⑤本社営業所　静岡市葵区北安東３丁目９番５号ベラトーレ北安東205号　⑥平成４年11月10日　⑧平成20年10月10日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡市葵区北安東３丁目９番５号ベラトーレ北安東205号　株式会社サウンド・ツーリスト　代表取締役　堀内明史

Ｂ　①ダイブシーンツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2296号　④崔正則（大山正則）　大阪市東淀川区下新庄４―15―13　⑤ダイブシーンツアー　大阪市東淀川区東中島６―８―19ホリニハイツ102号　⑥平成16年12月１日　⑧平成21年10月９日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市東淀川区下新庄４―15―13　崔正則（大山正則）

Ｂ　①株式会社九電工コミュニケーションズ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―640号　④株式会社九電工コミュニケーションズ　福岡県福岡市南区那の川１丁目23番30号　清算人　橋本正信　⑤本社営業所　福岡県福岡市南区那の川１丁目23番30号　⑥平成18年５月25日　⑧平成21年10月８日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市南区那の川１丁目23番30号　株式会社九電工コミュニケーションズ　清算人　橋本正信

Ｂ　①有限会社エアーナビゲーション　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―628号　④有限会社エアーナビゲーション　福岡県北九州市小倉北区竪町１丁目６番34号　代表取締役　増田雄一　⑤本社営業所　福岡県北九州市小倉北区竪町１丁目６番34号　⑥平成17年９月26日　⑧平成21年10月１日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県北九州市小倉北区竪町１丁目６番34号　有限会社エアーナビゲーション　代表取締役　増田雄一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年 11 月 24 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①エヌ・ケイトラベル　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1100号　④堀内信高　豊田市下山田代町西上１番地22　⑤本社営業所　豊田市大沼町新井前東90―１　⑥平成14年５月７日　⑦平成21年10月14日　⑧60万円　⑨300万円